

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和7年6月17日（火） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時43分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝

川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

大 谷 好 一 小久保 かおる 青 木 一 男

松 本 喜 一 針 谷 正 夫 福 富 善 明

福 田 裕 司 中 島 克 訓 大阿久 岩 人

小 堀 良 江 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 村 上 憲 之 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部 長	茅 原 節 子
保 健 福 祉 部 長	寺 内 均
こ ど も 未 来 部 長	首 長 正 博
保 険 年 金 課 長	阿 部 有 子
福 祉 総 務 課 主 幹	熊 谷 充 晴
高 齢 介 護 課 長	唐 木 田 仁
健 康 増 進 課 長	奈 良 部 久 子
子 育 て 総 務 課 長	大 塚 清 孝
保 育 課 長	江 面 健 太 郎

令和 7 年第 3 回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和 7 年 6 月 1 7 日 午前 1 0 時開議 全員協議会室

日程第 1 副委員長の辞任について

追加日程 副委員長の互選について

日程第 2 議案第 7 7 号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 3 議案第 8 5 号 財産の取得について（公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED 照明器具）

日程第 4 議案第 7 8 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）（所管関係部分）

日程第 5 陳情第 1 号 都賀幼稚園の虐待及び不適切な保育について第三者委員会の設置等を求める陳情書

日程第 6 所管事務調査の実施について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎副委員長の辞任について

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、副委員長の辞任についてを議題といたします。

古沢ちい子副委員長から、令和7年6月6日付で民生常任委員会副委員長の辞任願が提出されております。

副委員長の辞任に当たりましては、委員会条例第13条の規定に基づき、委員会の許可を得るものとされております。

ここで、委員会条例第18条の規定に基づき、古沢委員の退席を求めます。

〔古沢ちい子君退席〕

○委員長（森戸雅孝君） 初めに、辞任願を書記に朗読させます。

齊藤書記。

○主任（齊藤千明君） 朗読いたします。

辞 任 願

今般、一身上の都合により、栃木市議会委員会条例第13条の規定に基づき、令和7年6月6日をもって民生常任委員会副委員長の職を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年6月6日

民生常任委員会副委員長 古 沢 ちい子

民生常任委員会委員長 森 戸 雅 孝 様

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） お諮りいたします。

古沢委員の副委員長辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、古沢委員の副委員長辞任を許可することに決定いたしました。

古沢委員の着席を許します。

〔古沢ちい子君着席〕

◎日程の追加

○委員長（森戸雅孝君） ただいま副委員長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副委員長の互選を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、副委員長の互選を日程に追加いたします。

◎副委員長の互選について

○委員長（森戸雅孝君） 副委員長の互選は、どのような方法がよろしいかお諮りいたします。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 指名推選の方法でお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 指名推選の方法により副委員長を互選することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、指名推選の方法により副委員長を互選することといたします。

お諮りいたします。副委員長にはどなたを指名いたしましょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私からは、今、民生常任委員会が置かれている、難問がたくさん控えているわけでございますし、見識十分な内海委員を推選させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 常任委員会では、副委員長は慣例として1期生が務めるということで、民生に限らず、ほかの委員会もそのような運用がなされておりますので、川田委員を推選したいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ただいま内海委員と川田委員という声がありますが。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご提案でございますけれども、今2人の推選が出たところでございまして、まずはお二人で話していただくのがいいかと思っておりますので、別室等でちょっとお二人で話していただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

そういったことで、内海委員と川田委員、では外でお二人で一応話を、お願いいたします。今現在、お二方で図書室で協議していますので、少々お待ちください。

〔協 議〕

○委員長（森戸雅孝君） では、お二方どちらが、協議の上で。

〔「決裂しました。選挙にしましょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

それでは、お諮りいたします。副委員長の互選につきましては、議長の選挙の例により、投票の方法で執り行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

準備の都合がありますので、少々お待ちください。

これより副委員長の選挙を行います。

ただいまの出席委員は7名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○委員長（森戸雅孝君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 配付漏れなしと認めます。

では、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○委員長（森戸雅孝君） 異状なしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載の上、順次投票を願います。

〔投 票〕

○委員長（森戸雅孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人については、議席番号の数の小さい方と大きい方から順次指名いたします。

議席番号順では、投票立会人は川田委員となりますが、先ほど副委員長に推選する声があり、次の該当者は私となりますので、さらにその次の該当者である浅野委員と白石委員を指名いたします。したがって、両委員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○委員長（森戸雅孝君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 7 票

これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票中、川田委員 4 票

内海委員 3 票

以上のとおりであります。

なお、議長選挙の例による法定得票数は2票であります。

したがって、川田委員が副委員長に当選されました。

◎副委員長就任の挨拶

○委員長（森戸雅孝君） 副委員長にご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（川田俊介君） 改めまして、おはようございます。

副委員長になりました川田俊介です。森戸委員長を一生懸命支えていきたいと思っておりますので、皆様これからもよろしくお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 次の議事の準備をいたしますので、少々お待ちください。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） それでは、日程第2、議案第77号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第77号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明を申し上げます。

議案書は40ページから43ページであります。また、議案説明書は22ページから25ページであります。初めに、議案説明書により説明をさせていただきますので、議案説明書の22ページを御覧ください。提案理由ですが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正す

る政令が令和7年3月31日に公布され、栃木市国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって一部改正をしたため、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものであります。

次に、改正の概要ですが、国民健康保険税の減税に係る軽減判定所得の基準額を改めることであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、24ページ、25ページをお開きください。見開きの左側が現行、右側が改正案となります。また、改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所であります。

23条は、低所得の軽減額について定める規定であります。

第2号では、5割軽減判定所得の基準額につきまして、29万5,000円から30万5,000円に、3号では、2割軽減の基準につきまして、54万5,000円から56万円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明いたしますので、議案書の40ページをお開きください。議案第77号の上程文でございます。次の41ページが専決処分書でありまして、42ページが条例の公布文、43ページが条例の改正文となります。改正の内容につきましては、議案説明書にて説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

43ページ中段の附則ですが、第1項、施行期日であり、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものであります。

第2項、適用区分です。改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までにつきましては、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは法定減免の所得を引き上げるということでもありますけれども、これによって5割と2割の対象者が増えるというか、変更が出ると思うのですけれども、それはどのくらいを見ているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） この影響ですが、5割軽減の世帯が116世帯、被保険者数では205人

増加しました。2割軽減は逆に減少となりまして、12世帯、15人の方が減少となりました。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 2割のほうが増えたと。5割軽減のほうが増えて、その分2割のほうはあまり増えなかったとか、5割に行った分を、今まで該当していなかった人が引き上がるというか、それが少なかったということで減少になったということなのではないでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 委員おっしゃるように、2割軽減の方が減った理由としましては、5割軽減のほうに移られた。また、これまで該当がなかった、軽減がなかった方も104世帯減りまして、190人が減りました。軽減なしの方と2割軽減の方、合わせましてちょうど5割軽減の方の世帯数、人数と合致しますので、それぞれが減った部分が全て5割軽減の方に動いたという形になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけども、5割軽減と2割軽減、世帯数と人数というのは分かりますか。総人数ということです。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） まず、5割軽減の世帯数ですが、3,124世帯、人数が5,226人。もう一度申し上げます。5割軽減の世帯数が3,124世帯、人数が5,226人、2割軽減の世帯数2,224世帯、人数が3,803人となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国保の加入世帯と、あと7割も軽減があると思いますので、その世帯数と人数、それと国保全体の世帯数と人数を教えてください。7割からお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） まず、国民健康保険の被保険者の世帯ですが、こちらが令和7年3月末時点で2万94世帯、人数が3万114人となっております。もう一度申し上げます。世帯数が2万94世帯、人数が3万114人となっております。

7割軽減の世帯ですけども、5,920世帯、人数が7,570人となっております。5,920世帯で、人数が7,570人となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国保の状況ということで、軽減を受けている世帯というものは計算すれば分かるのですけれども、何割、何%なのではないでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 軽減を受けている世帯数の割合ですが、56.29%になります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。国保加入世帯が2万以上ですよ。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） すみません。ちょっと数字を間違えました。軽減がない世帯数が43.71%になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○保険年金課長（阿部有子君） 先ほどの43.71は軽減なしのご世帯になります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。まず、国保の世帯というのが2万94世帯ですよ、3月末で。それで、2割、5割、7割の軽減を受けているのが、これでいくと6,024世帯になるのですけれども……違う。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 合っているのだったら。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい、分かりました。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 軽減税率等についての世帯数等は分かりましたが、これに関する方々への周知というのはどのように図られていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 周知として特に個別に通知を発送するわけではなく、今後皆様に税務課のほうから保険税の通知を差し上げて、保険税の金額をお示しするところにはなります。その中で保険税の説明として、説明文などを同封させていただく、保険税はどのように決まるかというような、こういった国保を支えているというチラシを同封しまして、皆様の世帯がどの数式になるかというのは、ちょっとここではお示しは個別にはしていないのですけれども、こういった形で国保税が決まりますというようなチラシを同封させていただいております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の阿部課長のお話をお伺いしますと、そうしますとまだ対象、税率が軽減される方々に周知というのは図っていない。これは例えば課内で出している栃木市のホームページ等でもそういった掲載はまだされていないということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 失礼しました。ホームページ等ではもう既にこういった税の成り立

ちとといいますか、仕組みといいますか、そういったものは税務課のほうでお示ししておりまして、4月1日から施行となりますので、皆様の税がこういった形で決まりますということは周知はしております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 税の仕組みについての周知はいいのですが、これは3月31日をもって変更になり、4月1日から施行されているわけです。この軽減税率変更の数字というのは、ではもうホームページ等では周知はされているという理解でよろしいのですね。隣の小山市では、4月1日付でこれがやはり切り替わっておりましたので、栃木市において周知が遅れているということはちょっとどうしたものかなという心配があったのですが、答弁を聞いて安心をさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。

追加発言ありますか。阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） すみません。国保の世帯数のところで誤りがありましたので、1つ訂正をさせていただきます。

2万94世帯と申し上げたところなのですが、2万17世帯の誤りでございます。大変失礼いたしました。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

よろしいでしょうか。

では、退席して結構でございますので、大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第85号 財産の取得について（公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外3施設）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） ただいまご上程をいただきました議案第85号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書は51ページ、議案説明書は63ページでございます。初めに、議案説明書からご説明を申し上げます。議案説明書の63ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、公共施設の省エネルギー化を進めるため、公共施設LED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、取得する財産でございますが、LED照明器具となります。

取得施設は、栃木市栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター、藤岡保健福祉センター、岩舟健康福祉センターの4施設となります。

取得方法としましては、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約を行うことから、契約期間満了後に無償譲渡されるものであります。

設置期間は、契約締結日から令和8年2月28日まで、賃貸借期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間となります。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、議案書の51ページをお開き願います。

1の財産の表示及び2の取得の方法につきましては、ただいま議案説明書でご説明をさせていただいたとおりでございます。

3の取得予定価格につきましては、1,737万1,200円、4の取得相手は、東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社、代表取締役、藤原弘治でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 公共施設、決算書なんかを見ても全体的には大体2割ぐらいは物件費が上がっていきまして、光熱水費が年々高くなっているということが読み取れますけれども、LED器具に交換することによって財政効果をどのように考えているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 電気料につきましては、約7割減を見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 持ち合わせている数字で結構ですが、具体的には過去と比較してどれくらいの効果を見込んでいますか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 削減前が4施設合わせまして330万円ほど、そして削減後が61万円程度となりますので、削減額が270万円程度となりますので、80％ほどの削減率を見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回指名競争入札によるということでありますけれども、その入札の状況というのはどうなっていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 入札の結果でございますが、入札の際に3者が応札、応じていただきまして、落札した東京センチュリー株式会社が83.1％の落札率、そのほか落札ができなかったところについては、落札率が84.3％、84.4％となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 入札結果調書というのを頂いたのですけれども、8者入札というか届け出て、辞退が5者出ているのですけれども、こちら辺の辞退した理由というのは伺っているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 大変申し訳ありません。入札につきましては、行財政課のほうを担当しておりまして、申し訳ありません。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご苦労さまです。まずは、この譲渡特約付賃貸借契約で今回入札を行ったという理由をまずお聞かせください。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 譲渡特約付賃貸借契約というのが、所有権が賃貸借期間終了後、無償譲渡するものでありまして、今回リース契約につきましては、市がLED照明を導入する方法としますと、手法として市が直接工事発注する公共工事とリースによる取得がございますが、リー

スでは業務負担として重くなる実施計画等が計画されます。また、10年間のリース料の支払いとなるため、初期費用がないことから、今回の契約を選択させていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 何か分かったような分からないような、ちょっと霧に包まれているような感じで申し訳ないのですけれども、このリース契約にする利点をどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） リースの利点としますと、先ほど申し上げましたとおり、初期投資、初期費用がなくなるということ、また工事になりますと、事務のほうで詳細な設計のほうが必要になってきますが、こちらが必要ないということから、業務負担が軽減されることでリースのほうに向いていると考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、通常、事業として市が投資をして行った場合と、10年間という年月を考えると、金額的にはどちらのほうが優れているというような検証というのはされたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 今回10年間のリース契約ということで1,700万円を見込んでございます。ただ、今回交換されるランプの数、4施設におきましては1,481本とされておりますので、1本単価契約としますと1万1,729円ということで、通常購入した額よりも高くはなりますが、10年間の保証であったり、交換の手間代、照明代、蛍光灯の廃棄等を考えますと、リースのほうの方がよろしいかと考えました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の奈良部課長のほうでおっしゃったような、そういった想定をした金額というものが私どもには資料というか、そういったものは何も頂いていないわけです。ということは、比較するものがない中で、この金額で納得しろと言われても、調べる方法が何もない。1,481本でしたか、そのうちどのぐらいが10年間で消耗して交換が必要になるのか、故障のパーセンテージが大体どのぐらいを見込んでその数字なのかというものが全く分からない。高いか安いかわからない。ただ初期投資をする手間が省けると。業務の負担が少なくなるよという理由だけで、その値段というものがおろそかにされるのは私はちょっといかがなものかなと。我々が、この数字が納得できるだけのものがないままに審査をするというのは、まずそれはちょっと矛盾しているのではないかなと思うのですが、その資料というのはすぐ出るものではなく、それともすぐ用意していただけますか。

○委員長（森戸雅孝君） ご答弁はよろしいですか。

寺内保健福祉部長。

○保健福祉部長（寺内 均君） 入札に関しましては、行革が一本でやって、今回契約の部分について私どもでやるわけなのですけれども、所管課の部分としては、電気料がこれだけ安くなるというご説明はできるのですが、初期投資に係る設備費がどれくらいで、それに対してリースだとどれくらいかという差の資料まではちょっと持ち合わせておりませんので、この場でちょっとお示しすることができないので申し訳ないのですが、うちのほうでお示しするとすれば、そのLEDに1,481本替えた段階で、約7割から8割の電気料、4施設の電気料が削減できると。広瀬委員おっしゃったように、リースにする意味ということ、最初にお聞きされたかと思いますが、LEDの交換につきましては、保証期間中、10年間については対応していただけると。LED1本につきまして大体15年は大丈夫だろうというふうに言われておりますので、リース期間の10年が終わった後も5年間については無償譲渡された後利用できるということを考えますと、経費的にはその分が削減できるかなというのが所管課の考えでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） せっかくの答弁なのですが、リースだろうが自己設置だろうが、15年もつのは15年もつのです。つまりは、その1本当たりの経費単価がどのくらいになるかというのが重要なところでございまして、現在そういった資料を持ち合わせていないということで、あまり突っ込んで仕方がないので、この辺にしておきますけれども。

では、1つだけ確認させてください。途中でLEDの機器に、球切れも含めた故障等があったときは、全て無償で交換していただける。それは即日やっていただけるという契約内容なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 契約の中で、契約期間の中で球切れを起こした場合には、取り替えていただけるということになっておりますが、即日ということはちょっとお約束はさせていただいていないのですが、照明というのは事務に対して不可欠なものでございますので、早く交換していただけるようお願いをしていくつもりではございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これからお願いをするのではなくて、契約を結ぶ際にきちんとした交換、修理までの道筋みたいなものを示していただけると利用する側も安心ができる。この東京センチュリーさん、東京にございまして、この近隣に支社といったものがあるのかどうか存じておりません。確かに資本金が811億円もの大きな会社ですから、ある程度の信頼性はあるのだと思いますが、実際に使用する側として、今までこの会社との契約がなかったとすれば、信頼できる会社かどうかというのは、やっぱりそういったアフターサービスの点でどうなのかということになってくるかと思っておりますので、その辺のご確認はぜひしていただきたいと思っております。これは要望で結構です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 4施設ですよ。これの造った、造ったというか、もう何年この施設がそれぞれたっているのか、ちょっと確認したいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 栃木保健福祉センターにつきましては、建築年度が平成3年になりますので、築年数でいいますと34年目、大平健康福祉センターにつきましては、平成14年の建築ですので23年目、藤岡保健福祉センターにつきましては、平成23年建築になりますので14年目、岩舟健康福祉センターにつきましては、平成15年の建築ですので22年目を迎えることになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この取得予定価格なのですけれども、1,700万円というのは、これは予算上、どうやって上がってくるのですか。リースなので、これが分割で、どういう形で上がってくるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 10年間のリースになりますが、契約が令和8年3月から支払いが始まります。そのため、当初予算につきましては3月分、1か月分につきまして賃貸借料として支払いをさせていただき、その後の9年11か月分につきましては、長期継続契約として支払いをしていきます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第85号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第78号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 上程いただきました議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の民生常任委員会所管の歳出につきましてご説明申し上げます。

予算書の18、19ページをお開きください。2款1項16目諸費の説明欄、国県支出金返還金（高齢介護課）20万円につきましては、令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付した事業者より、令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還が市にあり、市より国へ返還予定で手続を進めましたが、令和6年度内の返還ができなかったことから、今回改めて増額補正をするというものであります。

続きまして、22、23ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費の説明欄、認定こども園施設整備費補助金3,264万8,000円につきましては、国交付金の算定に誤りが確認され、国と協議し、増額となることから、今回増額補正をするものであります。

次いで、3款2項5目保育所費の説明欄、保育所共通管理運営費134万2,000円につきましては、都賀よつば保育園の厨房の空調機が故障したことから、更新工事が必要となったため、今回増額補正をするものであります。

続きまして、24、25ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費の説明欄、生活保護運営対策費162万8,000円につきましては、令和7年10月の生活扶助基準の見直し及び令和8年3月の被保護者調査の項目変更に係る生活保護システムの改修が必要になることから、業務委託料を増額補正するものであります。

以上で歳出予算の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

14、15ページをお開きください。15款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、2,176万6,000円の増額であります。説明欄、就学前教育・保育施設整備交付金につきましては、認定こども園施設整備費補助金に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、3節生活保護費補助金につきましては、81万4,000円の増額であります。説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、本年度制度改正に係る生活保護システム改修業務委託料に対し、国庫補助として2分の1の額が交付されることに伴い、増額したいというものであります。

16、17ページをお開きください。19款2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、134万2,000円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、保育所共通管理運営費における保育室改修工事費の経費に充てるため、基金からの繰入金を増額したいというものであります。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 23ページのこども園の施設整備費補助金ですけれども、今、計算に誤りがあるということだったのですけれども、これは総額幾らで、全体像というものを教えていただけますでしょうか。で、変更がこれだけになりましたよというものを教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回補正をさせていただきましたのは、当初予算では3億123万1,000円ということで補助金のほうは見積もってございましたが、3億3,387万9,000円に補助金の金額が変更になりまして、差額の3,264万8,000円を補正するということでございます。計算の誤りというところにございましては、新しい園舎の定員というものに対しまして、認定こども園ですので保育部分と教育部分にそれぞれ定員を分けて算定すべきところ、一括の定員で保育部分で計算をしていたということが分かりまして、そこを修正したということと、あと国の補助率が当初の計算上は70%で見てございましたが、国の交付金の率が60%ということで、改めて計算をしたところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 保育と一括でやっていたというところ、補助金の計算の仕方が間違っ

いたというのが1点ということですよね。もう一個が補助率が70%と計算していたのが60%になったということならば、逆に減るのではないのかなと思うのですけれども、これはどういうことなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 当初の積算におきましては、そういったことで計算上は、算式はしていたわけですが、園舎のほうの工事費も全体像が15億4,360万円ということで事業費も変更になったということがございましたので、増額になったということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この補助というものはどこが計算するのですか。市が計算する、それとも事業者が計算して申請をする、どういう形なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 当課のほうで計算をして県、国というふうに上げていくということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ささいなことで申し訳ないのですが、14ページ、15ページ、民生費国庫補助金の中、生活保護費補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金についてちょっとお伺いしたいのですが、これの内容については先ほどお伺いしましたが、歳入のほうにのっております、下のほう、業務効率化事業ということで、被保護者調査の項目変更ということになっております。この変更になった項目とはどういったもので、どういう影響があるのかをお知らせください。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） ただいまの質問に対してなのですが、今回6月で補正を上げたのが10月の生活扶助費改定に、まず間に合わせなければいけないということで、委員のご質問の後段の部分については、まだ詳細が届いておりませんので、中身については詳細が届き次第ということでご理解いただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。生活扶助の部分の見直しというものは、もう決まっているのですか、こっちは。その詳細が分かれば教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） 10月に生活扶助費の見直しが行われます。内容につきましては、令和7年から令和8年、当面の2年間、臨時的、特例的な措置といたしまして、食料費、光熱費な

ど生活費に充てることのできる生活扶助につきまして、物価高騰の影響などを受けまして、特例の加算といたしまして、先ほども申し上げました10月から、現行1,000円加算がついているのですが、そこに500円を上乗せするという特例措置が決定されております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） その生活保護の部分の見直しは分かりました。ただ、項目変更みたいなのがもう一つありましたよね、理由として。項目を変更するみたいな、それはどういう。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） すみません。それは先ほど申し上げました、それが3月にやる予定なのですが、ちょっとまだ詳細がつかめていないというところで、ご理解いただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません。先ほど補助率で70と60の話を私、国の交付金の補助率ということで説明してしまいましたが、ちょっとそれは私の勘違いでございまして、今年度の工事の進捗率を当初70%で見ていたものが、すみません、60%の進捗率に見直したということでの70、60でございましたので、訂正をさせていただきます。すみませんでした。

〔「補助率ではないのですね」と呼ぶ者あり〕

○保育課長（江面健太郎君） 補助率ではなくて、工事の進捗率を7割で当初見ていましたが、それを6割に見直したということで、交付金の、今年度は6割をいただくということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 04 分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、陳情第1号 都賀幼稚園の虐待及び不適切な保育について第三者委員会の設置等を求める陳情書を議題といたします。

本件については、令和7年3月定例会において本委員会に付託され、継続審査となっているものであります。

これまで陳情提出者からの意見陳述のほか、こども未来部から複数回にわたって状況等の確認をしてきたところでありますが、これらの経過を踏まえて審査いただきたいと思います。

それでは、本陳情についてご意見等がありましたらご発言願います。

どなたか発言は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで継続審査ということでやってきましたけれども、私としては今回の6月議会できっちり採択という方向で決めるべきだと思います。今、民生の研究会の中でも、いろいろ動きが、執行部の動きなんかも出てきて、ある程度進んできた部分はあるのですけれども、やっぱり市の調査というか権限ですと、やっぱり指導監査というか、そういったもので限界が出てきています。この間の研究会の中身でも、運営協議会、代替案として運営協議会みたいなをつくって今後やっていきたいみたいなことがあったのですけれども、ここではやっぱり虐待について、今後の方向については、そういった方向でいいかもしれませんが、過去の保護者や元職員の訴えがあったような過去の事例については、調査する権限も市のほうにはないかと思うので、ここでやっぱりきっちり第三者委員会を、中立的な立場で調査するということができないのではないかなと思います。園のほうから要望書が出てきていましたけれども、一切ないと、過去についてはということを行っています、対立している状況でありますので、その部分も含めて実際どうだったのかというのを検証する必要があると思いますので、ぜひこの陳情を採択して第三者委員会をつくれとい

う、園にもまた、つくらない場合も市に対応してもらおうということによろしいのではないかなと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 前回私は、第三者委員会を設置すべきという立場で採択すべきということでお話をさせていただいておりました。残念ながら、継続審議となりまして、3か月経過したわけですが、その途中、市の行政担当の所管のほうも動いていただいているのが現状でございます。ただ、この陳情者の趣旨としては、園の体質を含めた真相が究明されることを願っているということを考えますと、我々議会としては、そういった真相究明について市行政執行部が強く園側に指導することを求めるというのが我々の立場でございますので、担当の所管の首長部長が、先ほど白石委員も申しとおりましたけれども、運営協議会を立ち上げて、その中で第三者委員会と同じようなことが進行できるということであれば、真相究明を目的とするものについて協議会をつくっていただくということを我々議会の総意として、例えば意見書でもまとめて提出をさせていただく、添えてといいますか、そういった意味も込めまして、ぜひこの陳情については採択をしていただきたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 先ほど広瀬委員がおっしゃった意見書を提出してということに私も賛同いたします。本陳情については、趣旨に賛同するという意味で、私は今回採択すべきという立場でございます。前回は継続審査といたしました。その理由としては、指導監査の結果を待つて、また当局の様々な調査結果をもって第三者委員会の是非や権能や設置根拠も含めて研究をしたいということでありました。さきの定例会から数か月がたちまして、状況が好転したと私は考えております。第三者委員会の設置自体は、当局においても難しいという発言もありました。代わって運営協議会なるものを設置して、この問題について、園も含めて、当事者も含めて真相を究明しながら改善をしていくということで当局からの発言もありましたので、運営協議会の設置を、詳細な制度設計はこれからということでもありますけれども、そこに期待をするという意味でも、意見書をつけて今回の陳情については採択をすべきという考えであります。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに発言はありますか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この最初の継続審査というときには、まだまだ状況が見えていないという状況があったので、当局としてしっかりと調査をしながら、また議会としてもまたその意見を集約していくということで継続になって、その陳情の趣旨とすれば、第三者委員会の設置ということが趣旨ということになっているので、ここ3か月、当局の調査、また研究会、私たちが伺い、またさきの一般質問でもやり取りも聞いた上で、本当に第三者委員会が適切なのかといったらそうでもな

いということも、当局もはつきりとおっしゃっていた。でも、この陳情は、第三者委員会の設置ということにこだわっているということを考えますと、果たしてこの陳情が採択でよろしいのかなというところもありますが、でも今広瀬委員も、また浅野委員もおっしゃったように、相互の考え方、当局も含めて、園側、また保護者、考える会の皆様、その思いを様々伺ったことに関しましては、やはり早急な解決を望む。そして、子供たちの安全安心な保育の環境を整えていく、それを望むのであれば、本当に当局にこのことを委ねて、そして議会とすればしっかりと、広瀬委員がおっしゃったように意見をつけて、本来ではないですけども、この陳情に対しての賛成とまでは正直言えないのですが、でもしっかりと解決の方向に向かっていく。そして、当局が第三者委員会の代わりということも提案している。そして、保護者とも、考える会の皆さんとも譲歩しているということとを深く考えていくのであれば、今回は陳情に対して採択をして、そして意見書をしっかりとつけて、議会の思いはこういうことですよということを表示していく、これが大事な事かなというふうに思いますので、そのように私も賛成でやっていきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに発言は。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません。私もこの第三者委員会というのがちょっと、第三者委員会の、栃木市に条例がないだったりとかというのをやっぱり担当の部長のほうからお聞きして、継続審査ということで前回はなったのですけれども、この3か月の間に第三者委員会をつくるのかな、こうなっても実際効力がないのだというのを所管の部長からしっかり長い間、研究会などで話を聞いて、あと一方で、結局この救う会の方ですか、この方たちも園側との対立は一切望んでいない。和解をしっかりとしたいということであって、その代理人のほうからは、第三者委員会をつくるのはいかなものかという要望書まで出ており、ここで第三者委員会という形でやってしまうと、せっかく担当部長のほうで園側との話がちょっと円滑になりかけるところに、我々民生常任委員会としてちょっと水を差してしまうということになります。でも、もともとこの考え自体には賛成はしておりますので、広瀬委員、浅野委員、古沢委員がおっしゃったように、意見書を添えての採択ということに私も賛成します。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員、いかがですか。

○委員（内海まさかず君） 基本的に私も3月議会で採択を主張しているので、採択することはいいのですけれども、その間に園側から要望書が出されました。そこの一番最後に書いてあることは、一方の側のみの陳情を議会が取り上げになるようなことがありませんよう要望させていただきますというふうにあります。それならば、私は園長を呼んで、園の意見を聞いてもいいだろうと。そういうふうにしようと思うと継続審査になるのかなというふうに、そこで悩んではいるのですけれども。

あと、この要望書ですけども、虐待や不適切保育について、これまでにそのような事実があっ

たか、または疑いの強いことが裏づけられているのでしょうかと我々に疑問を投げかけているのですけれども、我々は実名で、そして顔出しまでされた市民の方、そしてその方の証言、それがまた複数の方が見ているという状況を聞かされていますので、この園側のほうの要望書、あなたたちのほうもそれ分かっていないでしょうというふうに思ってしまうので、継続審査にしながらそこを、園の意見も聞きたいなと思ったのですけれども、採択の方向でいいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 採択でよろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 冒頭私が意見書を添えてというふうに申し上げたのは、誤解のないように申し上げておきたいのですけれども、この趣旨、陳情書の内容を妥協してということではなく、あくまでも陳情者、そして現場の職員さん、保護者の方々、そして園児さん、この方々がやはり安心安全な保育環境になっていくためには、一刻も早い決断が必要であろうと。ただ、我々議会には決定権といいますか、園側に直接言える立場にはございませんので、本来でしたら第三者委員会というものをつくって、園側ときちんと対話ができるような下地をつくるのが一番いいということで、当然ながら採択ということをしていただいておりますが、今回、事に至っては、園側の態度がどうやら第三者委員会をつくるというような態度ではない。加えて別の方向性も所管のほうから説明を受けたと。であるならば、一番いい落としどころはここであろうということでありまして、別に要望書とか、そういったものが出されて、議会がそれによって矛先を収めたということではなく、あくまでも同等の代替手段としてこういった選択をするということで、ぜひ意見書のまとめについては皆さんのご支援をいただければと思います。私がつくるわけではないのですが。方向性、ニュアンスがちょっと間違ってしまうと違う意味に取られかねても致し方ないと思ったものですから、ちょっとだけ発言をさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 皆さんから発言が出ました。

意見書ということについては、後ほどお話しさせていただきますが、陳情についてまず採決を採らせていただきます。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがいまして、陳情第1号は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま採択すべきものと決定した陳情については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認める場合は、その旨を審査報告に付記することになります。

お諮りいたします。本陳情については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

先ほど意見書を出すべきとのご意見がありましたので、意見書案の作成については、正副委員長にご一任いただき、後日当委員会の研究会を開催し、意見書案について協議をしたいと考えていますので、ご了承願います。

なお、研究会の開催日程につきましては、本日の会議終了後に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎所管事務調査の実施について

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、所管事務調査の実施についてを議題といたします。

本件については、本日付で内海委員、浅野委員の連名で委員長宛て動議が提出されております。

提出された動議は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、提出者の説明を求めます。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ただいまご上程をいただきました動議についてご説明を申し上げます。

栃木市議会会議規則第103条に基づく所管事務調査の実施を要請するというものであります。

案件名につきましては、放課後児童健全育成事業（学童保育）における実態調査。

調査事項については、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの運営と補助金について。

調査目的は、事業運営の調査及び今後の補助金の在り方について。

調査方法は、1として、執行機関（運営法人等から提出された資料を含む）から提出された資料の確認、調査。2として、関係者からの聞き取り。

調査期間は、本日、令和7年6月17日から調査終了までとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で提出者の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご意見等がありましたらご発言願います。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、所管事務調査の実施について採決を行う前に、委員の除斥等に関してお諮りいたします。

本件については、6月13日の議員全員協議会で、川田委員から、本件に関連する工事を請け負っていた旨の発言がありました。

栃木市議会委員会条例第18条によれば、委員長及び委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、

子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないこととされています。

ここで、川田委員の退席を求めます。

〔川田俊介君退席〕

○委員長（森戸雅孝君） お諮りいたします。

川田委員を除斥することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがって、本件においては、川田委員を除斥することと決定いたします。

次に、お諮りいたします。本件を所管事務調査として取り扱うことに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがって、本件は所管事務調査を実施するものと決定いたします。

なお、委員会条例第18条のただし書には、除斥となった委員について、「委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる」との記載がございます。この規定に基づき、今後は必要に応じて川田委員の会議への出席及び発言を求めることが可能でありますので、ご承知おきください。

次に、栃木市議会会議規則第103条の規定により、所管事務調査を行う際には、調査の実施を議長に通知することとなっておりますので、その内容について議題といたします。

通知には、①、事項、②、目的、③、方法、④、期間等を記載することになっております。提出された動議に既に記載がございますので、改めてご意見等がありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（森戸雅孝君） 動議に記載の内容で議長宛てに通知を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、お諮りいたします。本件を継続審査とし、6月議会閉会後も調査を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

したがって、本件は継続審査とするものと決定いたしました。

ここで、川田委員の着席を許します。

〔川田俊介君着席〕

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君）　以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 11 時 43 分）